

## 検討会議における議論の整理（概要）

法科大学院（仮称）構想に関する検討会議

### はじめに

本検討会議は、平成12年4月27日、司法制度改革審議会から「(1)新しい法曹養成制度の一環としての法科大学院（仮称）構想に関し、入学者選抜の方法、教育内容・方法、教育体制等についての基本となるべき事項を、司法試験及び司法（実務）修習との有機的な連携に配慮しつつ、大学関係者及び法曹三者の参画を得て適切な場を設けて検討の上、その結果を提出すること。(2)検討の際、法科大学院（仮称）における教育内容・方法等との関係で司法試験及び司法（実務）修習の在り方についての意見があれば、付言して提出すること。」について協力依頼を受け、同年5月より8回にわたり、法科大学院（仮称）（以下単に「法科大学院」という。）制度の具体的内容について専門的・技術的見地からの検討を行ってきた。

このたび、協力依頼を受けた事項について、以下のとおり、現段階における「議論の整理」を中間的なまとめとしてとりまとめ、司法制度改革審議会に報告することとした。本検討会議としては、この「議論の整理」に関する司法制度改革審議会の意見を踏まえつつ、さらに議論を深めることとしており、内容については、今後、変更がありうるものである。

この議論の整理においては、法科大学院を大学制度上の大学院とすることを前提とした制度設計の提案を行うが、これは、司法制度改革審議会から提示された「法科大学院（仮称）に関する検討に当たっての基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）特にその「留意すべき事項」に列挙された諸点を踏まえつつ、検討した結果であることは言うまでもない。

## 1 法曹として備えるべき資質・能力と法曹養成の基本理念

法曹として備えるべき資質として、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野や語学力等」(「基本的考え方」)が一層求められており、今後の法曹養成教育は、このような資質を備えた者が法曹となるように、「**点**」のみによる選抜ではなく法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度」(「基本的考え方」)に変革することを基本理念とするものである。

また、法曹養成制度の検討に当たっては、法曹人口を、その質を向上させながら大幅に増加するとの要請や、公平性・開放性・多様性等の基本的諸条件を踏まえつつ、検討を行ってきたところである。

## 2 今後の法曹養成のための法学教育の在り方 法曹養成のための法学教育の担い手としての法科大学院

次のような観点から、法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う大学制度上の大学院として構想することが適切であると考えられる。

今後の法曹養成に期待される機能のうち、特に、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、専門的な法知識に関する批判的創造的視点及び法曹の人的バックグラウンドとしての幅広い視野を身に付けさせるためには、学問の自由を基盤として多様な学風を持つ大学において教育を行うことが効果的であると考えられること

諸外国においても、法曹養成の基幹となる機関は大学であること

教員スタッフや施設・設備等の人的物的状況から考えて、法科大学院を運営する主体としては大学を基礎とするのが現実的であると考えられること

現にこれまでに様々な主体から発表された具体的な法科大学院構想の圧倒的多数が大学を基礎とするものとして構想されていること

なお、法科大学院を設置する場合に、既存大学を拠点としなければならないわけでは

なく、例えば、弁護士会や地方自治体など大学以外の組織が学校法人を作り、法科大学院の設置基準を満たせば、法科大学院を設置しうることが当然である。

既存の大学を拠点とする法科大学院と、これらの新しいタイプの法科大学院が競争して、それぞれが理想とする多様な法曹を養成する多元的システムが展開されることが望ましい。

法科大学院の設置の後も法学部は存続することを前提に、法曹養成のための法学教育については、法科大学院が責任を負うことになるが、その場合、法学部を、法的素養を備えた人材を社会の多様な分野に送り出す養成機能を持つ組織として存置するか、あるいは、その機能に加えて法科大学院の教育課程の基礎部分を実施する機能をも併有するものとして存置するかは、各大学の判断に委ねることになる。ただし、これに対しては、法学部は、法的素養を中心としたリベラルアーツ教育を行うなどその使命を明確化すべきであるとの意見がある。

21世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である。社会人等としての一定経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専攻分野を問わず受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。

法科大学院を大学に設置することとした場合、従来の研究中心の考え方から真の教育重視への転換など、大学には変革に向けて相当な努力が求められることは当然である。

### 3 法科大学院の基本的枠組み

#### (1) 標準修業年限

法科大学院の定められた教育課程を修了するのに必要とされる標準的な年限（標準修業年限）については、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有していない者（以下「法学未修者」という。）に3年間の教育を行うことを原則とする考え方（3年制）と、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有する者（以下「法学既修者」という。）と認められた者に2年間の教育を行うことを原則とする考え方（2年制）がある。

標準修業年限を3年制とするか、2年制とするかについては、広く法曹資格取得希望者に開かれた機関としての法科大学院の性格上、2年制のみとすることは考えられず、3年制または3年制・2年制の併存制とならざるを得ない。したがって、3年制を基礎

として検討を進め、短縮型としての2年制をあわせて検討するとの意見が大方である。他方、科目の履修免除はともかく、原則として修業年限の短縮を認めるべきではないとの意見もある。

## (2) 教育内容・方法

### 教育内容

法科大学院の質と統一性の確保のための基準は、コア科目（基礎科目、基幹科目及び法曹基本科目）などの必須提供科目や卒業に必要な単位数など、最低限にとどめ、それ以外については各法科大学院の創意工夫による独自性・多様性を尊重すべきであるという意見が大勢である。

3年制では、基本六法科目をコア科目として、先端的分野科目・現代的分野科目・学際的分野科目・実務関連科目などをカバーする多様なカリキュラム編成が可能となる。法科大学院に設置される一定の科目について所定の試験を経たうえで、法学既修者と認められた者については、履修免除により2年修了を可能とするとの意見が有力であるが、科目毎の審査による個別の履修免除にとどめるべきで、原則として修業年限の短縮を認めるべきではないとの意見もある。併存制における2年制コースでは、コア科目について、発展的ないし応用的な教育を重視したプログラムを採用することとなる。

法科大学院は法曹養成上求められる密度の濃い法学教育を実施することから、要修了単位数は現在の修士課程よりも高く設定されなければならない。

### 教育方法

各法科大学院における教育内容及びカリキュラムの基本部分はある程度共通のものでなければならないとすれば、それに連動して、教育方法・授業方式についても一定程度の標準化が必要である。

教育手法（授業方式）としては、（ア）講義方式や、（イ）少人数の演習方式、（ウ）自力で学説等を調査し、レポート作成、口頭報告させるといった方法が必要かつ有効であり、さらには、（エ）教育補助教員による学生の個別的学习指導なども適宜活用していくことが重要である。

法科大学院の授業についてはそのインテンシブな性格が強調され、セメスター制（ひとつの授業を学期（セメスター）ごとに完結させる制度）等の採用により授業をなるべく集中的に行うべきである。

とりわけ少人数教育を基本とする必要がある。ただし、いわゆるコア・カリキュラム

など、一定科目について1クラスの適正学生数の基準を策定する必要があるとしても、画一的に統一的なクラス編成の基準を策定することが適切であるかどうかは、なお検討の必要がある。

必修の基幹科目としての演習授業の適正規模は、50人程度までというのが現実的なところである。

プロセスによる法曹養成教育の質を左右するともいえるのが、その学習成果を計る成績評価、単位認定である。評価・認定には、一定の公平で客観的な尺度が備わっていないなければならない。

また、基本六法科目については複数の授業が設けられることがあり得ることから、担当教員間の教育内容・方法の標準化、適切な教材の選定などがその前提になければならない。なお、評価・認定の客観性を担保する点では、複数教員による成績評価、試験問題の統一化、学生による授業評価をも導入する必要がある。

卒業認定の基準としては、「一定の成績水準を満たすこと」を修了要件とし、これを下回る成績水準しか残せなかった学生には修了認定をしないことや、修了試験を課すこととすることもひとつの方法である。

### (3) 入学者選抜・学生定員

法科大学院の入学者選抜に関する基本的理念として、公平性、開放性、多様性を確保すべきことについては、意見が一致した。

法科大学院における法学教育の完結性を前提とし、入学試験の開放性を徹底するならば、法学既修者と法学未修者とが同一の試験を行う「共通試験型」が考えられるが、法学既修者用コースを希望する者と法学未修者用コースを希望する者の履修状況の相違に配慮して、これらの者を分けた試験を行う「分離試験型」も考えられる。ただし、「分離試験型」については認めるべきではないとの意見もある。

試験の結果に基づいて入学の可否を判断するか、学部段階での学業成績に基づいてその判断を行うかについては、従来の提案のほとんどは両者の併用型であり、法科大学院の理念からみてもそれが合理的であると思われる。

また、試験の方式は、法科大学院が学問の自由を基盤として多様な学風をもつ大学に設置される大学院として構想されることにかんがみ、基本的に各大学の独自試験を実施するとの考え方が大方である。それに加えて、全国的規模の法曹養成機関として位置づけられる法科大学院の入試については、他の大学・大学院の入試に比較して客観性・公平性を確保する必要性が特に高く、個別法科大学院の独自試験のみに委ねるのは適当で

はないとの考えから、例えば、米国の LSAT (Law School Admission Test) のような全国統一試験をも実施すべきであるとの考え方がある。

全国統一試験の問題点としては、試験実施に伴う技術的問題として、実施主体としてどのような機関を想定するか、法曹としての資質をもつ者の選抜のため有効な試験とはどのようなものかなどを検討する必要がある。

各法科大学院の定員については、1クラスの適正学生数を基準に適正規模を設定すべきであるとの意見もあるが、法科大学院における教育の質を維持するための諸基準によって総合的に規制すれば十分であり、特に定員について別個の規制をする必要はないとの意見が有力である。

#### **( 4 ) 教員組織**

法科大学院が少人数で密度の濃い教育をすることをめざす以上、従来の大学院よりも多数の専任教員を必要とする。また、法科大学院の指導適格教員の基準も、従来の研究者養成を主眼とした大学院の研究指導教員の場合とは役割を異にする面もあるので、法科大学院の教育内容・方法に合わせて再検討する必要がある。

このような基準は、新たなシステムである法科大学院としてあるべき姿から検討することとなる。検討の参考となるものとして、専門大学院の基準があるが、法科大学院の設置基準を専門大学院の枠内で構想するかどうかは、今後の検討課題である。

法科大学院が、法曹養成を目的として法学教育の高度化をはかり理論的教育と実務的教育との融合をめざす以上、いわゆる実務家教員が不可欠である。

実務家教員の数、比率については、法科大学院のカリキュラムの内容、司法（実務）修習との役割分担との関連で適正な数ないし比率を考えるべきである。

#### **( 5 ) 多様な設置形態と適正配置**

現実的には、既存の法学部を持った大学に法科大学院が設立されるケースが多いと思われるが、特定の大学の法学部に基礎を持たない形態の法科大学院（独立大学院）や、幾つかの大学が連合して法科大学院を設置すること（連合大学院）なども、制度的に認められるべきである。

夜間大学院などの多様な形態により、法科大学院の開放性・多様性の確保に努めるべきである。また、通信制法科大学院についても、法科大学院の教育方法との関連で検討すべき課題が残っているが、高度情報通信技術の発展などをにらみつつ、積極的に検討する必要がある。

法科大学院は、法科大学院における学習の機会を広く確保するため、全国的に適正に配置されなければならないとの要請を踏まえつつ、地域を考慮した全国的な適正配置のための政策的配慮が必要である。

## **( 6 ) 資力が十分でない入学者に対する援助の必要性**

授業料については、学生や親の家計負担があまり重くならないよう考慮する必要がある。また、資力が十分でない者が、経済的理由から法科大学院への入学が困難となることのないように、格別の配慮が必要であり、奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種の奨学資金制度が整備されるべきである。

## **( 7 ) 法科大学院の財政基盤の確立**

大学院レベルの少人数教育であることから、法科大学院の人的・物的設備を基準に合わせて整備するためには、その設立・運営に多額の費用がかかることが予測され、したがって、厳しい財政事情の中においても、司法の人的基盤の整備の一翼を担うという公共的使命にかんがみれば、国公私立を問わず、適切な評価を踏まえつつ、公的資金による財政支援が不可欠である。

## **( 8 ) その他**

法科大学院修了者に対して付与される学位は、その他の大学院修士課程修了者と同様に修士とすることも考えられるが、3年制とする場合には、国際的通用性も勘案しつつ、例えばアメリカのロースクール修了者のJ.D. (Juris Doctor) に相当する法科大学院独自の学位(専門職学位)を授与することも検討する必要がある。

# **4 法科大学院の設置と第三者評価**

## **( 1 ) 設置及び第三者評価に関する基本的考え方**

法科大学院の設置認可は、関係者の自発的創意を基本にしつつ、法科大学院の設置に必要な一定の客観的基準(専門大学院の設置基準との関係を明確にする必要がある)を満たしたものを設置認可するものとし、広く参入を認める仕組みとする。ただし、設置認可基準は厳格なものとする。

法科大学院の教育の質・水準を確保する観点から、教育効果などの継続的な事後審査を厳正に行い、客観的な第三者評価を行う体制の整備が肝要である。

## ( 2 ) 第三者評価の具体的な在り方

法科大学院の法曹養成機関としての教育水準を確保するためには、法科大学院設置時だけでなく、その後も継続的に、適切な第三者評価を行う必要がある。

法科大学院の第三者評価の具体的な制度としては、米国のアメリカ法曹協会 (ABA:American Bar Association) やアメリカ・ロースクール協会 (AALS:Association of American Law Schools) のアクレディテーション (accreditation「認定」) 制度等を参考にすべきであるという意見が多い。

我が国でも、法科大学院の評価基準の策定とその実施に当たる機構を新たに組織する必要があり、その組織は、法科大学院・文部省関係者だけでなく法曹関係者・関係行政機関やそれ以外の学識経験者などにより構成し、合同で評価を実施するものとする。

このような認定は定期的に行い、是正勧告や場合によっては認定の取り消しもあり得るものとすべきとの意見が多い。

第三者評価のための具体的基準については、組織と運営 (経済的基盤、自己評価システム、運営体制など)、教育プログラム (教育目的、カリキュラム、成績評価、卒業要件としての授業日数・単位など)、教員組織 (教員の資格、常勤ないし専任教員の数、学生と教員の比率、教員に実務家が含まれていることなど)、入学者選抜 (受験資格、入学試験、情報開示、奨学資金制度など)、図書館、設備の項目について、それぞれ重要事項に関する基準を策定する必要がある。

特に、カリキュラムについては、法科大学院の質と統一性の確保のための基準は、コア科目 (基礎科目、基幹科目及び法曹基本科目) などの必須提供科目や卒業に必要な単位数など、最低限にとどめ、それ以外については各法科大学院の創意工夫による独自性・多様性を尊重すべきであるという意見が大勢である。それぞれ特定の分野に力点を置いたカリキュラムを編成して独自性を発揮する法科大学院が設立されるなど、相互に競争しつつ多様な法曹を養成するという柔軟なシステムが実現されることが望ましい。

また、水準の維持向上を図るため、評価基準・評価手法・評価結果については、情報公開が必要である。



## 5 法科大学院と司法試験・司法（実務）修習

### （１）法科大学院と司法試験

現行司法試験は、法曹になろうとするものに「必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする」（司法試験法第1条）。法科大学院制度を導入した後の司法試験制度もこの目的を維持すべきことに変わりはないが、現行制度とは異なって、21世紀にふさわしい法曹を養成するため、新たに法科大学院が、そこでの教育水準が客観的に確保された高度な法律専門教育機関として設置され、そのための充実した教育が行われ、かつ、厳格な成績評価を行うことを前提とするのであれば、新司法試験は、そのような教育内容を踏まえたものとすべきである。

新司法試験の内容がそのようなものとなれば、法科大学院修了者のうち相当程度が新司法試験に合格し、法曹養成のための高度専門教育機関としての法科大学院に期待される役割が実現されるものと思われる。なお、法科大学院の修了者には司法（実務）修習を受ける機会が広く与えられるべきであるとの意見もあった。

法科大学院教育と司法試験との関係を制度的に明確なものにするためには、法科大学院修了を新司法試験の受験資格とすることが望ましいが、その場合、開放性や公平性の徹底の見地から、入学者に対する経済的援助や夜間大学院、通信制大学院の開設などの方策を講じることが特に重要となる。

法科大学院制度及び新司法試験制度の趣旨を考えると、3回程度の受験回数制限を設けることが合理的と考える。

### （２）法科大学院と司法（実務）修習

法科大学院における教育との有機的な連携に配慮しつつ、法曹に要求される実務能力涵養のために司法（実務）修習を実施することを前提として、法科大学院は、実務上生起する問題の合理的解決を意識した法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をあわせて実施することとなるというのが大方の意見であるが、法科大学院は法理論教育とあわせ、実務教育のうち基礎的内容にわたる部分（現司法修習における前期修習相当）まで実施すべきとの意見もある。

## おわりに(今後の検討の進め方)

冒頭に述べたように、本検討会議としては、今後、この「議論の整理」及び司法試験や司法（実務）修習の改革の方向に関する司法制度改革審議会の意見を踏まえつつ、さらに審議を深めることとしており、必要な見直し等を行った上で、回答期限である本年9月までにその検討結果をとりまとめ、司法制度改革審議会に対して提出することとしている。